

	改定前	改定後(改定部分)	改定内容																								
1	<p>第2条(会員)</p> <p>1. 会員には、本人会員と家族会員とがあります。</p> <p>2. 本人会員とは、当行および三菱UFJニコス株式会社(以下「両社」と称します。)が運営するDC標章を冠したクレジットカード取引システムに入会を申し込み、両社がDC個人会員として入会を認めた方をいいます。</p> <p>3. 家族会員とは、本人会員が利用代金の支払いその他両社との契約に関する一切の責任を引受けることを承認した家族で、本人会員が申込み両社が入会を認めた方をいいます。</p>	<p>第2条(会員)</p> <p>1. ～3. 不変</p> <p><u>4. 本人会員と両社との契約は、両社が、本人会員となろうとする者による申込を承諾し、両社所定の手続を完了したときに成立するものとします。</u></p>	下線部分追加																								
2	<p>第 10 条(遅延損害金)</p> <p>会員が支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金の元金に対し支払期日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約に基づく未払債務の元金残高に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、以下の年利割合(年 365 日の日割計算による。)による遅延損害金をお支払いいただきます。なお、遅延損害金の割合は、変更することがあります。</p> <p>① 第 27 条に定める 2 回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は年率 5.00%(ただし、2009 年 11 月 30 日以前の 2 回払い、ボーナス一括払いは、年率 14.56%。なお、2009 年 11 月 30 日以前の分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は従来同様年率 5.00%)</p> <p>② 前号以外のショッピング払いの場合は年率 14.56%</p> <p>③ キャッシングサービスの場合は年率 19.92%(ただし、2010 年 1 月 11 日以前に発生する分は、年率 21.84%)</p>	<p>第 10条(遅延損害金)</p> <p>会員が支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金の元金に対し支払期日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約に基づく未払債務の元金残高に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、以下の年利割合(年 365 日の日割計算による。)による遅延損害金をお支払いいただきます。なお、遅延損害金の割合は、変更することがあります。①第27 条に定める 2 回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は年率5.00%(ただし、2009 年 11 月 30日以前の 2回払い、ボーナス一括払いは、年率14.56%。なお、2009 年 11 月 30日以前の分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は従来同様年率 5.00%)②前号以外のショッピング払いの場合は年率14.56%③キャッシングサービスの場合は年率 19.92%(ただし、2010 年 1 月 11日以前に発生する分は、年率 21.84%)</p> <p><u>1 本人会員が、支払金の支払を遅滞した場合(ただし、期限の利益を喪失したときを除きます。)には、本人会員は、当行に対し、約定支払日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金銭債務の種類</th> <th>金銭債務の支払方式の別</th> <th>遅延損害金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>ショッピング利用代金(付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。)およびショッピング利用手数料</td> <td>分割払い、ボーナス併用分割払い</td> <td>支払を遅滞したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365 (※)ただし、2023年3月31日以前に支払を遅滞した金銭債務の場合には、「支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とする。</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>ショッピング利用代金</td> <td>2回払い、ボーナス一括払い</td> <td>支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>ショッピング利用代金</td> <td>1回払い、リボルビング払い</td> <td>支払を遅滞したショッピング利用代金×年14.56%÷365</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>キャッシングサービス融資金</td> <td></td> <td>支払を遅滞した融資金×年19.92%÷365</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、遅延損害金、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息額を除きます。)であって当行が別に定めるもの</td> <td></td> <td>支払を遅滞した金額×年14.56%÷365</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 本人会員が、期限の利益を喪失した場合には、本人会員は、当行に対し、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。</u></p>		金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金	(1)	ショッピング利用代金(付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。)およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	支払を遅滞したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365 (※)ただし、2023年3月31日以前に支払を遅滞した金銭債務の場合には、「支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とする。	(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365	(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×年14.56%÷365	(4)	キャッシングサービス融資金		支払を遅滞した融資金×年19.92%÷365	(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、遅延損害金、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息額を除きます。)であって当行が別に定めるもの		支払を遅滞した金額×年14.56%÷365	<p>一条線部分抹消</p> <p>下線部分追加</p> <p>表追加</p> <p>下線部分追加</p>
	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金																								
(1)	ショッピング利用代金(付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。)およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	支払を遅滞したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365 (※)ただし、2023年3月31日以前に支払を遅滞した金銭債務の場合には、「支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とする。																								
(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365																								
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×年14.56%÷365																								
(4)	キャッシングサービス融資金		支払を遅滞した融資金×年19.92%÷365																								
(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、遅延損害金、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息額を除きます。)であって当行が別に定めるもの		支払を遅滞した金額×年14.56%÷365																								

		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金銭債務の種類</th> <th>金銭債務の支払方式の別</th> <th>遅延損害金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料</td> <td>分割払い、ボーナス併用分割払い</td> <td>期限の利益を喪失したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額金額×所定遅延損害金率÷365 (※)ただし、2023年3月31日以前に期限の利益を喪失した金銭債務の場合には、「期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とします。</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>ショッピング利用代金</td> <td>2回払い、ボーナス一括払い</td> <td>期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>ショッピング利用代金</td> <td>1回払い、リボルビング払い</td> <td>期限の利益を喪失したショッピング利用代金×年14.56%÷365</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>キャッシングサービス融資金</td> <td></td> <td>期限の利益を喪失した融資金×年19.92%÷365</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、遅延損害金、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息を除きます。)であつて当行が別に定めるもの</td> <td></td> <td>期限の利益を喪失した金額×年14.56%÷365</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 第1項第1、2号および第2項第1、2号に定める所定遅延損害金率とは、最初に遅滞した時点における法定利率(%)×365÷366(小数点3位以下切捨て)を指すものとし、支払を遅滞している期間中に法定利率が変動した場合であっても変更されないものとします。</u></p>		金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金	(1)	ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額金額×所定遅延損害金率÷365 (※)ただし、2023年3月31日以前に期限の利益を喪失した金銭債務の場合には、「期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とします。	(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365	(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×年14.56%÷365	(4)	キャッシングサービス融資金		期限の利益を喪失した融資金×年19.92%÷365	(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、遅延損害金、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息を除きます。)であつて当行が別に定めるもの		期限の利益を喪失した金額×年14.56%÷365	表追加
	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金																								
(1)	ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額金額×所定遅延損害金率÷365 (※)ただし、2023年3月31日以前に期限の利益を喪失した金銭債務の場合には、「期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365」とします。																								
(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365																								
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×年14.56%÷365																								
(4)	キャッシングサービス融資金		期限の利益を喪失した融資金×年19.92%÷365																								
(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務(ただし、遅延損害金、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、キャッシングサービス利息を除きます。)であつて当行が別に定めるもの		期限の利益を喪失した金額×年14.56%÷365																								
3	第12条(カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格取消、カードの差替えなど) 1.～5. 略 6. 会員は、会員資格を取消された後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責任を負うものとします。 7. 略	第12条(カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格取消、カードの差替えなど) 1.～5. 略 6. 会員は、会員資格を取消された後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責任を負うものとします。 <u>なお、支払いに関する規定につき第25条により変更された場合には、変更後の規定が適用されるものとします。</u> 7. 略	下線部分追加																								
4	第14条(期限の利益喪失) 会員は次のいずれかの事由に該当した場合は、本規約に基づく債務を含む当行との取引の一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。ただし、①の場合において、当行が信用に関しなないと認め通知したときは、期限の利益は失われないものとします。 (1)～(6) 略 (7) 会員が死亡した場合 (8)～(9) 略	第14条(期限の利益喪失) 会員は次のいずれかの事由に該当した場合は、本規約に基づく債務を含む当行との取引の一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。ただし、①の場合において、当行が信用に関しなないと認め通知したときは、期限の利益は失われないものとします。 (1)～(6) 略(不変) (7) 会員が死亡した場合 (8)(7) 略 (9)(8) 略	一条線部分抹消 下線部追加																								
5	第16条(退会) 1.～3. 略 4. 会員は、退会した後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責任を負うものとします。	第16条(退会) 1.～3. 略 4. 会員は、退会した後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責任を負うものとします。 <u>なお、支払いに関する規定につき第25条により変更された場合には、変更後の規定が適用されるものとします。</u>	下線部分追加																								
6	第25条(規約の変更) 本規約の変更について、当社または三菱UFJニコスから変更内容を通知した後または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、会員が変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。	第25条(規約の変更) 本規約の変更について、当社または三菱UFJニコスから変更内容を通知した後または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、会員が変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。	一条線部分抹消																								

		<p>両社は、以下の各号のいずれかの事由に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイトに公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。</p> <p><u>(1) 社会情勢または経済状況の変動</u></p> <p><u>(2) 法令、自主規制機関の規則または国際ブランドのルールの変更</u></p> <p><u>(3) 両社の業務またはシステムの変更</u></p>	下線部分追加
7	<p>第 27条(ショッピング利用代金の支払区分)</p> <p>1.ショッピング利用代金の支払区分は、1 回払い、2 回払い、ボーナス一括払い、分割払い(支払回数3 回以上の回数指定払い)、ボーナス併用分割払い(分割払いにボーナス払いを併用した回数指定払い。)、リボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いのうちから、会員がカード利用の際に指定するものとします。ただし、1 回払い以外の支払い区分については、一部の加盟店で指定できない場合があります。また日本国外における利用代金の支払区分は、原則として 1 回払いとします。</p>	<p>第 27条(ショッピング利用代金の支払区分)</p> <p>1.ショッピング利用代金の支払区分は、1 回払い、2 回払い、ボーナス一括払い、分割払い(支払回数3 回以上の回数指定払い)、ボーナス併用分割払い(分割払いにボーナス払いを併用した回数指定払い。<u>ただし、2023年4月1日以降に新たにショッピングを利用する場合、ボーナス併用分割払いを支払い区分とすることはできません。2023年4月1日以降に支払区分としてボーナス併用分割払いを指定したときには、会員が指定した支払回数での分割払いが指定されたものとみなします。</u>)、リボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いのうちから、会員がカード利用の際に指定するものとします。ただし、1 回払い以外の支払い区分については、一部の加盟店で指定できない場合があります。また日本国外における利用代金の支払区分は、原則として 1 回払いとします。</p>	下線部分追加
8	<p>第 32条(キャッシングサービスの利用方法)</p> <p>1. ～5. 略</p>	<p>第 32条</p> <p>1. ～5. 不変</p> <p><u>第32条の2(金銭消費貸借の成立)</u></p> <p><u>1 会員が、貸与を受けたカードを、本規約に定めるところに従いキャッシングサービスを受けるために利用し、当行がこれを承諾して、本規約に定めるところに従い資金を交付したときには、これにより本人会員は、当行との間で、金銭消費貸借契約を締結したものとします。</u></p> <p><u>2 当行は、会員がキャッシングサービスの利用可能枠の設定を受けている場合であっても、前項の承諾をなす義務および資金を交付する義務を負うものではありません。</u></p>	下線部分追加